

障害者である職員の任免に関する状況

障害者の雇用の促進等に関する法律第40条第2項の規定に基づき、障害者である職員の任免状況を以下のとおり公表いたします。

	令和3年6月1日	令和4年6月1日
法定雇用率障害者数の算定基礎となる職員数	1,001人	1,006人
障害者の数	27人	29人
実雇用率	2.70%	2.88%
法定雇用率	2.60%	2.60%
不足数	0人	0人

注意事項

- 1 守山市は、障害者の雇用の促進等に関する法律第42条の規定による特例認定を受けているため、守山市教育委員会に勤務する職員を合算しています。
- 2 「法定雇用率障害者数の算定基礎となる職員数」は、除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合をもとに設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数です。
- 3 「障害者の数」は、身体障害者、知的障害者および精神障害者の計であり、法律上、以下のとおりカウントすることされています。
 - ・短時間勤務職員以外の重度身体障害者および重度知的障害者は1人を2人に相当するものとする。
 - ・重度身体障害者および重度知的障害者である短時間勤務職員は1人を1カウントとする。
 - ・重度以外の身体障害者、知的障害者および精神障害者である短時間勤務職員は1人を0.5人に相当するものとする。
- 4 障害の種類・程度の区分ごとの人数については、特定の職員が障害者であることや障害程度が推認されるおそれがあるため、非公表とします。